

## 委員 長 報 告 書

さる 2 月 20 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 53 号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 59 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、2 月 27 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

### 記

議案第 53 号は、現在、市民病院は病院事業の名称とし組織としての位置づけはないが、診療報酬改訂など病院を取り巻く環境が一段と厳しくなり、今以上に柔軟かつ迅速な対応が求められているため、市民病院を診療部等を総括する組織として位置づけ、今後の機構改革等への迅速な対応を可能にし、病院経営の改善につなげるため改正するものである。また、消費税率の引き上げに伴い、現行内税方式で標記している使用料等について、外税方式に改める等の改正も行うものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 59 号は、平成 27 年 4 月開園予定である応其こども園の指定管理者公募に対し 4 法人の応募があり、指定管理者選定委員会において 7 項目の審査基準により審査を行った結果、最高点を獲得した社会福祉法人顕陽会を指定管理者として、平成 27 年 4 月から 32 年 3 月までの 5 年間を指定するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。